

○国立大学法人埼玉大学教育学部附属学校教員の懲戒等に関する規則

〔令和3年6月28日
規則第5号〕

改正 令和5.9.7 5規則25 令和6.2.15 5規則47

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）が教育学部に置く附属学校に勤務する教員の懲戒、降任及び解雇に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「懲戒」とは、国立大学法人埼玉大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第44条に規定する懲戒解雇、諭旨解雇、停職、出勤停止、減給及び戒告をいう。
- (2) 「降任」とは、就業規則第11条に規定する降任をいう。
- (3) 「解雇」とは、就業規則第24条第1項及び国立大学法人埼玉大学非常勤教職員就業規則（以下「非常勤教職員就業規則」という。）第10条第2項第1号から第3号までに規定する解雇をいう。
- (4) 「附属学校」とは、附属幼稚園、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校をいう。
- (5) 「附属学校教員」とは、附属学校に勤務する副園長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び非常勤講師をいう。

(懲戒の原則)

第3条 附属学校教員は、就業規則第45条各号に定める事由に該当しない限り、懲戒処分に付されることはない。

2 附属学校教員は、同一の行為について、重ねて懲戒処分を受けることはない。

(懲戒の基準)

第4条 懲戒の種類の設定に当たっては、別に定める国立大学法人埼玉大学における懲戒処分の基準によるものとする。

(調査)

第5条 附属学校の長は、所属する附属学校教員が就業規則第45条各号に定める懲戒の事由に該当する行為があったと思料するときは、遅滞なく教育学部長に報告しなければならない。

2 教育学部長は、前項の報告を受けたときは、学長に報告するとともに、速やかに附属学校調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、事実関係を調

査させなければならない。ただし、ハラスメント防止委員会、公益通報調査委員会等において、既に調査が行われている場合は、この限りでない。

(調査委員会の組織)

第6条 調査委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は副学長 1名
- (2) 教育学部長
- (3) 教育学部副学部長
- (4) 当該附属学校教員が所属する附属学校の長
- (5) 当該附属学校教員が所属する附属学校の教員 2名
- (6) その他教育学部長が必要と認める者

2 調査委員会に委員長を置き、前項第1号に掲げる委員をもって充てる。

3 委員長は、調査が終了したときは、遅滞なくその調査結果を学長に報告しなければならない。

(附属学校懲戒等審査委員会への付議)

第7条 学長は、前条第3項に基づく報告を受け、懲戒の事由に該当する事実があったと認められる場合は、附属学校懲戒等審査委員会（以下「懲戒等審査委員会」という。）を設置し、当該附属学校教員に係る懲戒処分の審査を付議するものとする。

(懲戒等審査委員会の組織)

第8条 懲戒等審査委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は副学長 3名
- (2) 学長が指名する事務職員 2名
- (3) その他学長が必要と認める者

2 懲戒等審査委員会に委員長を置き、前項第1号に掲げる委員のうち、学長が指名した者をもって充てる。

(懲戒等審査委員会の議事)

第9条 懲戒等審査委員会は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ、委員会を開き、議決することができない。

2 懲戒等審査委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成を得なければ議決することができない。

第10条 第7条の規定による付議があった場合、懲戒等審査委員会は、速やかに当該附属学校教員の懲戒処分について審査しなければならない。

2 懲戒等審査委員会は、前項の審査を行うに当たって、必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を聴取することができる。

(審査説明書の交付)

第 1 1 条 懲戒等審査委員会が、前条の規定による審査の結果、懲戒処分を行う必要があるとの結論を得たとき、懲戒等審査委員会は当該附属学校教員に対し審査の事由を記載した審査説明書（別紙第 1）を交付しなければならない。

2 審査説明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 審査を受ける者の氏名、所属部局、職名及び職務の級
- (2) 予定される処分の種類及び程度
- (3) 根拠法規
- (4) 審査の理由
- (5) 審査をすることを決定した年月日
- (6) 懲戒等審査委員会に対して口頭又は書面で陳述することを請求できる旨及びその請求期間

3 審査を受ける者が第 1 項の審査説明書を受領した後、14日以内に請求した場合、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与えるものとする。

4 必要があると認めるときは参考人の出頭を求め、又はその意見を聴取するものとする。

（意見陳述の請求）

第 1 2 条 審査を受ける者が、前条第 3 項の規定により陳述の機会を与えられることを請求するときは、その者（以下「請求者」という。）は、陳述請求書（別紙第 2）正副各 1 通を懲戒等審査委員会に提出しなければならない。

2 陳述請求書には、必要と認める資料を添付することができる。

3 陳述請求書には、次に掲げる事項を記載し、請求者が署名、押印しなければならない。

- (1) 請求の事由
- (2) 陳述の方法
- (3) 参考人の要否

4 請求の事由には、審査説明書に対する不服の事由を記載しなければならない。

5 陳述の方法には、口頭又は書面のいずれによるかを選択して記載しなければならない。

6 参考人を要請するときは、その氏名、職業又は職名、住所及び参考人を必要とする理由を記載しなければならない。

7 第 3 項に掲げる事項の記載を変更しようとするときは、遅滞なく書面をもって懲戒等審査委員会に届け出なければならない。

8 請求者は、その事案に関する懲戒等審査委員会の審査が終了するまでの間において、請求を取り下げることができる。

9 前項の取下げは、書面をもって懲戒等審査委員会に申し出なければならない。

(陳述請求書の受理)

第13条 懲戒等審査委員会は、陳述請求書を受理したときは、その措置を決定し、審査を行う日の5日前までに請求者に対して、必要と認められる事項を通知するものとする。

2 請求者が行う陳述の方法は、日時等請求者の希望及びその他の事情を考慮して懲戒等審査委員会が決定する。

3 参考人の採否並びに人数及びその陳述の時間は、懲戒等審査委員会が決定する。
(陳述)

第14条 請求者は、口頭陳述の機会が与えられたときは、懲戒等審査委員会が指定した日時及び場所に出頭し、又は書面陳述の機会が与えられたときは、懲戒等審査委員会が指定した期日までに陳述書を提出しなければならない。

2 陳述書の訂正又は変更は、書面によらなければならない。

3 請求者が正当な事由なく、第1項の日時に出頭せず、又は同項の期日までに陳述書を提出しないときは、陳述する機会を放棄したものとみなす。

(審査)

第15条 懲戒等審査委員会は、請求者及び参考人の陳述、関係書類その他の事実及び資料を検討して審査の結果を決定する。

2 議決は、無記名投票によるものとする。

3 懲戒等審査委員会の会議は、非公開とする。

(処分の決定)

第16条 学長は、懲戒等審査委員会から懲戒処分を要する旨の報告を受けた場合には、懲戒等審査委員会の審査結果を尊重し、役員会の審議に付した上で、懲戒処分を決定する。

(懲戒処分)

第17条 懲戒処分は、処分を受ける附属学校教員に対して、学長が懲戒処分書(別紙第3)及び処分説明書(別紙第4)を交付して行う。

(懲戒処分の効力)

第18条 懲戒処分の効力は、懲戒処分書の交付を受けるべき附属学校教員に対して交付したときに発生するものとする。

2 前条に規定する文書の交付は、これを受けるべき附属学校教員の所在を知ることができない場合においては、公示送達によることをもってこれに替えるものとし、簡易裁判所の掲示板への掲示について官報及び新聞に掲載等された日から14日を経過したときに文書の交付があったものとみなす。

(懲戒処分の期間)

第19条 懲戒処分の期間は、原則、効力が発生した日の翌日から起算する。

(所属長への通知)

第20条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、教育学部長及び当該附属学校教員が勤務する附属学校の長へ通知しなければならない。

(秘密の保持)

第21条 調査委員会及び懲戒等審査委員会の委員並びに関係教職員は、懲戒処分に係る調査及び審査の手續の過程において、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。委員又は教職員でなくなった後も同様とする。

(降任及び解雇)

第22条 附属学校教員は、懲戒等審査委員会の審査の結果によるのでなければ、その意に反して降任又は解雇されることはない。

2 附属学校教員の降任又は解雇に係る調査及び審査の手續等については、第5条から第16条まで、第20条及び前条の規定を準用する。この場合において、第5条中「就業規則第45条各号に定める懲戒の事由」とあるのは「就業規則第11条各号に定める降任の事由又は就業規則第24条第1項各号若しくは非常勤教職員就業規則第10条第2項第1号から第3号までに規定する解雇の事由」と、第7条中「懲戒」とあり、及び「懲戒処分」とあるのは「降任又は解雇」と、第10条第1項、第11条第1項、第16条、第20条及び前条中「懲戒処分」とあるのは「降任又は解雇」と読み替えるものとする。

(事務)

第23条 調査委員会及び懲戒等審査委員会に関する事務は、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第24条 この規則は、非常勤教職員就業規則の適用を受ける非常勤の附属学校教員が審査を受ける者である場合に準用する。

第25条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則 (令和5.9.7 5規則25)

この規程は、令和5年9月7日から施行する。

附 則 (令和6.2.15 5規則47)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別紙第 1

審 査 説 明 書

(氏名)	(所属部局)
(職名)	(職務の級)
(予定される処分の種類及び程度)	(根拠法規)
(審査の理由)	
<p>附属学校懲戒等審査委員会は、上記の事実があれば国立大学法人埼玉大学教職員就業規則第 条第 項に該当するものと思料し、同規則第 条第 項による を相当と思料するので、国立大学法人埼玉大学教育学部附属学校教員の懲戒等に関する規則第11条第 1 項の規定により審査説明書を交付します。</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人埼玉大学附属学校懲戒等審査委員会 印</p>	
(決定日付) 令和 年 月 日	(交付日付) 令和 年 月 日
(教示) 国立大学法人埼玉大学教育学部附属学校教員の懲戒等に関する規則第11条第 3 項に基づき、この説明書を受領した後14日以内に附属学校懲戒等審査委員会に対して請求した場合には、口頭又は書面で陳述する機会が与えられます。	

別紙第2

陳 述 請 求 書

(氏名)	(職名)
(請求の理由)	
(陳述の方法)	口頭陳述 書面陳述 を希望します。
(参考人の要否)	別記(別紙様式による。)のとおり参考人を要請します。 参考人を要請しません。
上記のとおり陳述します。 国立大学法人埼玉大学附属学校懲戒等審査委員会 殿 令和 年 月 日 請求者 住所 氏名 ㊟	

(注)

- 1 「請求の理由」には、審査説明書に対する不服の事由を記入してください。
- 2 「陳述の方法」及び「参考人の要否」は、不要のものを消してください。
- 3 参考人を要請するときは、参考人の氏名、職業又は職名、住所及び参考人を必要とする理由を別記に記入してください。
- 4 この請求書に必要と認める資料を添付することができます。

別記

(参考人の氏名)	(参考人の職業又は職名)
(参考人の住所)	
(参考人を必要とする理由)	
(参考人の氏名)	(参考人の職業又は職名)
(参考人の住所)	
(参考人を必要とする理由)	

懲戒処分書

(氏名)	(現職名及び職務の級)
(処分の内容)	
(発令年月日) 令和 年 月 日	(交付年月日) 令和 年 月 日
国立大学法人埼玉大学長	

別紙第 4

処 分 説 明 書

1. 処分者		
2. 被処分者		
所属部局	氏名（ふりがな）	
職名	級及び号給	
処分の内容		
処分発令日 令和 年 月 日	処分効力発生日 令和 年 月 日	処分説明書交付日 令和 年 月 日
根拠規定	処分の種類及び程度	
刑事裁判との関係 起訴日 令和 年 月 日		
(処分の理由)		